

医療法人幸生会
琵琶湖中央リハビリテーション病院
介護事業部
デイケアセンター/訪問リハビリテーション
虐待防止検討委員会

- ・虐待防止のための指針

Ver.1.2

1. 基本方針・目的

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。法人内および事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2. 虐待の定義

高齢者虐待の内容・区分	内容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事

3. 虐待防止検討委員会 その他法人内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

当法人(事業所)は虐待等の発生の防止・早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置します。

(2) 虐待防止検討委員会の構成員

(3) 委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 虐待防止のための職員研修に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止に関すること
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。

職員研修は、高齢者虐待防止に関する研修を原則年 2 回実施し、必要に応じて職員採用時に実施します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保証を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は 3.(2)に定めた構成委員とします。

(2) 虐待等が疑われる場合は、各構成委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

(3) 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、利用者、利用者家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促します。

(4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表します。

8. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

附則

本指針は 2024年 3月 1日より施行